

令和7年度 第2回埼玉県障害者施策推進協議会 会議録

開催日時：令和7年10月27日（月）午前10時から正午

出席委員：岩崎会長、遅塚委員、松本委員、万谷委員、下重委員、神本委員、
田島委員、川津委員、白石委員、石橋委員、菊池委員、林委員、
渡辺（えみ）委員、亀岡委員、関根委員、大木委員、酒井委員、
神月委員、植村委員 19名

欠席委員：渡辺（修）委員 1名

<1 開会>

(事務局)

本日は、大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから「令和7年度第2回埼玉県障害者施策推進協議会」を開催いたします。

私は、障害者福祉推進課副課長の小野と申します。

本日の会議に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

さて、本日の会議には、委員総数20名のうち、19名の方に御出席いただいておりますので、協議会規則第6条第2項により、本日の会議は有効に成立しておりますことを、御報告いたします。

また、当協議会は原則として公開しております。

今回から新たにオンライン傍聴を可能とさせていただきました。

本日は会場において1名、オンラインの方が4名、それぞれ傍聴していらっしゃいます。

<2 あいさつ>

(事務局)

それでは会議に移らさせていただきます。はじめに障害者福祉推進課長の関根から御挨拶を申し上げます。

(障害者福祉推進課長 関根)

障害者福祉推進課長の関根でございます。令和7年度第2回埼玉県障害者政策推進協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方にはお忙しいところご出席いただきまして、感謝申し上げます。

また、本県の障害者施策の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。

改めて申し上げますが、今年度は当協議会によってご検討いただき、策定した第七期埼玉県障害者支援計画、3年計画の中間点を迎えております。

県においては、近年の障害者政策の動向を踏まえ新たな課題にも対応した次期障害者支援計画を作成したいと考えております。

次期計画に向けまして、本日は第1回協議会に引き続きまして、障害者支援計画に係る重点課題についてご協議いただきます。

各ワーキングチームリーダーにおかれましては、7月、8月にそれぞれのチームで議論をいただいた内容についてご報告をいただき、各委員の皆様におかれましては、それぞれの立場から活発な意見をお願いしたいと思います。

当協議会の提言につながる重点課題を選定し検討を重ねていくことで、計画の円滑な策定につながるものと期待しております。皆様、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは議事に入ります前に、本日お配りしました資料を確認させていただきます。

～ 配布資料確認 ～

(事務局)

それでは議事に入らさせていただきます。

本協議会規則第6条第1項により議長を会長にお願いさせていただきます。

それでは岩崎会長よろしくお願ひいたします。

(岩崎会長)

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは円滑な議事の進行にご協力願いますよう、よろしくお願ひいたします。

はじめ、本協議会規則第9条第2項の規定によって、議事録署名委員を決めさせていただきます。

川津委員、白石委員のお2人に議事録署名委員をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

～ 川津委員、白石委員了承 ～

<3 議事>

(岩崎会長)

次に次第3、埼玉県障害者支援計画の重点課題についてということでワーキングチームの検討状況報告についてです。

まずはAチームの報告につきまして、松本委員からどうぞよろしくお願ひいたします。

(松本委員)

ワーキングAチームについて報告させていただきます。

参考資料4に当日の詳しい議論の内容がありますが、要点を報告します。

Aチームの検討課題が、障害者への理解促進と差別解消、彩の国いりどりライブラリーの運用についてです。

委員の皆様全員出席のうえ、第1回ワーキングチームが7月15に開催されました。

第1回のワーキングでは、まず伊豆情報館及びおおぞら号に関する話し合いを行いました。

その後、石橋委員をサブリーダーに選出いたしました。

今年度は計画の中間点にあたります。またAチーム委員も大幅に変更となりましたので、まず昨年度の論点を一旦整理いたしました。

それをもとに課題の深掘りと、年度末に重点課題の絞り込みを行っていくことを確認をいたしました。

それを踏まえて、来年度の前半に提言内容の確認をしていく段取りで進めてまいります。

最後に彩の国いりどりライブラリーの今後についても検討しました。

次に、話し合いの中で出た論点について、主なものだけご紹介をさせていただきます。

まず1点目。障害理解差別解消の推進についてです。埼玉県がバリアフリーハンドブックというものを作っています。

こちらは、非常によくできっていて、中身が非常にわかりやすく、充実して作られております。小さな冊子ですから、全てを網羅することはできませんが、各障害の特性等がしっかりと書かれています。

それだけではなく、その障害がある方がどんなことに困っているのか、では一体どのように配慮したらいいのか、という配慮方法の例もすべて載っております。

要点については、このハンドブックに詰め込まれているという非常に優れた資料です。このバリアフリーハンドブックについて、配布だけで終わらせらず、活用方法

を多様化していけるといいのではないか、という話も出ました。

その他にも、障害の社会モデルを普及させていく必要があるということ、義務教育の段階からの障害理解の促進が大事であるということ、が意見として出ました。

例えば、障害イコール身体障害というイメージが今強いかと思いますが、身体だけではない等を伝えていく、多様な特性があるということも広く周知していく必要があるんではないかということが確認されました。

これを踏まえ、2点目といたしまして、福祉教育と交流体験の機会について話し合われました。障害のある当事者の方々と直接出会って関わっていくということが重要であるという意見の他、障害のない人が障害のある人を理解するという一方向の理解ではなくて、障害のある人も障害のない人も互いに理解を深めていくという双方向の理解が大事という話も出ました。

このような取組が差別解消につながるのではないかとチームの意見が一致いたしました。

3点目は、権利擁護についてです。

成年後見制度の使いづらさについて、一つの課題であると意見が出ました。

4点目は、権利行使の支援についてです。例えば選挙の際に投票するだけでなく、投票所までの移動支援が手薄であるとの指摘がなされました。

その他関連した論点としまして、ヘルパー、ボランティア不足について。

これについてはAチームの所管外ということを確認しましたが、障害のある方との交流を通じて、ボランティアなどの人材の裾野拡大が見込めるんじゃないかとの意見が出ました。この点については他チームのことだからAチームで検討しないということではなくて、ヘルパーやボランティア不足についてもAチームなりに検討していくことと良いとのことで意見が一致いたしました。

障害者差別解消法のお話も出ました。法律に関する知識、合理的配慮という言葉は知っていても、理解が進んでいないということが論点としてあがりました。

この合理的配慮や障害者差別解消法というものが、地域及び社会にまだまだ浸透していない。そのことが課題だという意見も出ました。

例えば、企業でも理解を促進していく必要はあるのですが、企業研修等が不足している。

ここで求められるのは、法律の理念だけではなく、具体的な合理的配慮の提供であるとの意見も出ました。その点に関しては先程もご紹介しましたが、心のバリアフリーハンドブックが非常によくできています。

これを用いて研修していただいた方がいいという話も出ました。

障害者差別解消法の内容等について、理解促進方策の一つとして、埼玉県では彩の国いろどりライブラリーが位置づけられております。この彩の国いろどりライブ

ラリーは、障害のある当事者の方に、県内の小学校や中学校高校、様々な団体企業などにまあ出向いていただく等して、講師としてお話をさせていただく、授業を行つていただくというプログラムになっております。講師の方にいろいろライブラリー登録講師として登録をしていただき、講演、講義、福祉教育をしてもらいたいと希望される学校、団体と結びつける取組です。

福祉教育を推進していくための非常に重要な事業になっているということで、私の知っている限りでは全国的にも珍しいものです。とても意義深い事業が埼玉県で展開されています。

ただし、現状としましては、登録講師が身体障害のある方のみであり、登録の人数も八名です。実施実績も現時点で2回のみです。

ただ、これに関しましてはこれまだまだスタートしたばかりです。

知名度も十分な状況にありませんので、これから知名度を上げる段階にあります。これからどのように本事業を展開していくか丁寧に検討していく必要があることをチーム内で確認されました。

今後、具体的課題としては、講師の障害種別の種類を増やすこと、人数を増やすことです。

身体障害の方に加えて精神障害のある方、難病患者の方々等にも講師として登録してもらえると良いです。

2点目としまして、講師育成の観点です。

障害のある方の体験談を聞けば何でも勉強になるのかというと、そうではなく、語りは非常に難しい点があります。

講師の方のお話が逆に障害のある人、あるいは障害に対する誤解、あるいは偏見を助長するということがあります。

そういうことを避け、効果的な語り、福祉教育を展開していただくための研修を講師に対して何らかの形でフォローしていくといふとの話も出ました。

3点目としては、彩の国いろどりライブラリーの依頼ルート整備です。県に対する依頼ルートを今後どのように整備していくべきか話が出ました。

今埼玉県内での一般的なルートとして、小学校、中学校と、高校で福祉教育をやりたいと先生方が考えて計画をされたときに、通常はその小学校、中学校がある市町村社協に依頼をすることが一般的です。その社協から、彩の国いろどりライブラリー事業を学びたい生徒・児童の方々がいる学校と結びつけていく。こうした依頼ルートを今後整備していくということが重要なポイントという話も出ました。学校関係では校長会へのPRも必要と考えています。

これまで、実際に事務局でPRしてきた感触を教えていただければと思います。

また、福祉教育というと教育機関をイメージしがちですが、企業の研修にも展開していきたいとのお話も出ました。

本事業は予算がついておりません。

今後効果の見える化を図りながら予算確保ができるといいとの話も出ました。どのような成果が見込まれるのか、教育効果があったのか、どのような波及効果があったのか等効果を測定しながら、この事業がいかに意味があるということを実証していくことも重要であるとの話も出ました

最後に、次回以降の進め方の確認がなされました。次回2回目のワーキングAチームが11月27日となります。そこまでに各委員がAチームに関連すること、日々気になる課題をメモとしてお持ちいただくことを確認しました。

その中から外せない論点を持ち寄りながら議論を深め、本年度内には重点課題のまとめ、来年度には提言につなげていくことを確認しました。御報告としましては以上になります。引き続きAチームの議論を深めてまいります。どうぞよろしくお願ひ致します。

(岩崎会長)

詳細な報告ありがとうございました。

それでは続きまして、Bチームの御報告をよろしくお願ひいたします

(遅塚委員)

ワーキングBチームについての報告です。Bチームは7月10日に行われました。

Bチームは、大きなテーマとして、地域生活の自立、社会参加に関する話題を話し合うチームです。詳細は、参考資料5にありますが、資料1を中心に簡単に報告します。

今回は、委員が新規委嘱されてからの第1回目であることから、植村委員をサブリーダーとして選出しました。

議論の内容ですが、冒頭におおぞら号、伊豆潮風館の廃止について、これまでの経緯を説明をしてほしいとの意見がありまして、県の考え方などについて説明がされ、質疑が行われました。伊豆潮風館・おおぞら号については、結果として県から別のワーキングチームで、議論を深めてはいかがかと提示され、一旦議論が終わったところです。

このチームの中身としては、自由な意見交換ということで進めました。

内容的に言いますと、まず障害者の職業訓練、特にあの視覚障害者の在職者訓練について。求職者訓練の委託事業を県においても実施していく必要があるというご意見がありました。

また、それぞれの障害特性ごとの合理的配慮にかかる県の方針を決定して、DX計画に反映するべきであるとの御意見もありました。

中途視覚障害者を視覚障害者の専門機関につなぐ支援を事業化するべきとの御意見もございました。

また、障害者の健康診断が十分に実施されていない。健康診断を受けられない方が多いということで、費用補助や、受診拒否する医療機関への対応、それから健康診断に行く同行等のサポートなどについても必要との御意見がありました。

次に、地域移行に関して、入所系の施設での現在の暮らしの状況、状態を調査した方がいいとの御意見がありました。特に生活介護、グループホーム等については障害当事者の入居者の方が日中どのような生活をしているかが見えづらい。

具体的な生活のイメージが湧かないと、そもそも計画に盛り込む内容を検討することもできないのではないかというご意見がありました。

また、関連して行政職員がグループホーム、生活介護など施設見学をして、現場のイメージを把握していただくことも必要ではないかというお話がありました。

次に、65歳以上の障害者の場合に介護施設へ移行する方もいらっしゃいますが、安易に65歳以上の障害当事者を介護保険に移行、介護保険施設に移行すべきではないというお話がありました。

移行に当たっては、障害当事者の意見・意思を確認して決定していくことが大切だととの御意見もありました。

次に手話通訳者等養成事業については、修了者が6名要約筆記の養成事業についても修了者が6名ということで、これは少なすぎるのではないかというお話がありました。手話通訳等も入れ替えがありますので、県が手話通訳者等を増加させる方針を打ち出して、場合によっては金銭的サポート等もしてはどうか、とのお話がありました。

また、手話通訳に限らず、現在障害福祉等を担う人材不足、特にホームヘルプサービスなどを中心にして人手不足が深刻でございます。行政にも危機感を共有していただいて、人材確保について何か対策をとってほしいという話もありました。

これについては参考になる事例のお話もございました。アンテナショップかつぽに中学生が職場体験に来ていますが、普段の生活の中で障害者に出会うことのない子どもたちを対象に、一緒に働くことはとてもいいことだ、障害福祉というものに共感を持っていただくためにも、出来れば中学生ではなくて、さらに早期に、小学生の時からしっかり交流機会を持つことを検討すべきとのお話もありました。

それから、最近、テレワークによる障害者雇用が進んでいますが、市町村ごとに対応が分かれるケースが発生しているとのお話がありました。

例えば埼玉県の場合だと、県内在住者が東京に所在する会社に行く場合に、どこまでの範囲なら助成金交付を認めるのか、市町村によって判断が割れてしまうことがあるため、そういう事態が生じていることはおかしいのではないか、との御指摘がありました。

まとめとしては、まず、伊豆朝風館及びおおぞら号の件については、別にワーキングチームを1回設けることになりました。

また、グループホーム、生活介護などの生活、日中活動の場の実態把握をすべきとのことについては、事務局が植村委員と相談しながら、アンケート内容等について詰めていきたいとのお話がありました。

Bチームの内容については以上でございます。

(岩崎会長)

御報告ありがとうございました。

最後にCチームの報告です。

Cチームの話し合いには、所属する全委員と他チームからも二名の委員が参加してくださいました。

サブリーダーは田島委員にお願いしております。

他チームと同様、まず冒頭に伊豆潮風館・おおぞら号廃止の問題について議論がありました。事務局からは同件に関して経緯など報告がございました。

最終的には、有志の委員と別ワーキングチームで御議論いただくということで、結論が出ました。

議論の詳細ですが、まず、災害救助法の改正によって、救助の種類の中に福祉サービスの提供が追加されたとの意見がありました。

また、同法では福祉関係者との連携の強化についても記載されているということと、それから、詳細は不明ですが、障害福祉サービスに関して新たなチームが作られるとの情報もございました。

公のホームページによると、災害派遣福祉チームという形式でDWATとして派遣されることでした。

その点は今後さらに詳細な情報を確認していく必要があると思います。

また、災害時に色々な障害のある方たちに対して、万全な対応が出来ているとは言えない状況にあります。

防災関連パンフレットの作成配布ということが計画に盛り込まれています。

そういったパンフレットを配布することによって、防災関係知識の普及啓発が出来ると思いますが、その内容に関して皆様から色々なご意見がありました。聴覚障害等の方に対するコミュニケーション手法について、手話、筆談等を掲載してほしい、視覚障害者の方など障害種別ごとに記載出来ればいいとの意見がございました。

事務局からは、これまでの危機管理課、消防課が一般向けにイツモ防災という事業を行っていることや、平成18年度に作成した高齢者及び障害者の特性に合わせたマニュアルがあるとのお話がありました。現在は令和になっておりますので、情

報をきちんと更新して、また作成しなおすことを検討するとのお話をありました。

こういう方にはこうしてくださいという内容だけでなく、障害のある方に対する理解が進むような内容にしていただきたいという意見が出ました。

それから、医療的ケア児問題にも言及がされました。そういう方達が被災されることを考えると個別の計画策定が非常に重要になってくるのですが、埼玉県も災害時要支援者名簿、個別避難計画の策定が、あまり進んでいないということもあり、今後、好事例を吸い上げて、関係者で共有をしていければいいのではないかという話にもなりました。

また、参加委員からピアサポート研修のお話をしました。

障害者ピアサポート研修事業が全国で展開されていて、障害のある方たちが福祉サービスの中で職員としたら働くことを後押しする制度になっています。

埼玉県でも同事業は実施されていて、委員はそこに参加してくださったというお話をしてくれたのですが、実際に働くとなつた際に、障害のある方々を雇用することに前向きな方もいらっしゃれば、そうでもない方もいらっしゃるので、その点の啓発を進めてもらいたいという話もありました。

教育の現場において、障害児、あるいは障害者のことに関する理解がなかなか進んでいないとの話題が出ました。以前に比べれば大分改善してきた点もありますが、教員の質の問題として、先生方の中にもさらに障害者の特性等に関して理解していただけけるよう進めば、との意見もありました。

また、特別支援学校、一般の学校に通われる子ども達の不登校も問題になっていますよね。数が増えているということで、国の方では不登校特例校として、多様な子供たちが通える学校を設置すると進めていますが、今のところ埼玉県の方では具体的に設置するとはなっていないようでしたので、その点も話題になりました。

特別支援学校における不登校は実態として存在していますが、あまり表には上がってこないということで、その実態を少し調べて情報として提供してもらえないだろうかと、事務局でもご苦労いただいておりますが、まだ、その詳細が掴みきれていないことがありますので、引き続き、お願いをしている次第です。

不登校特例校は1つのアイディアではあると思いますが、委員の方たちの中のご意見としては同校をあえて別に設置しないで済む状況が一番望ましいのではないかとの話もございました。

次に放課後等デイサービスについて、これはCチームの所掌であるのか、こともありますですが、特に放課後等デイサービスはかなりの数設置されている中、ただ子供を預かることに終始てしまっている面があるのではないかと話題になりました。もちろん親御さんにも生活があつたり、親御さん自身の自己実現等の事情があるので、働くためにはどうするのか、という観点では、このサービスは非常に貴重ではあります。

しかし、子供たちにとってもどうなのか、ということと、本当に預けるということが主眼になってしまっているので、親御さんたちを本当の意味で支援するという体制整備が必要であるとのことも話題になりました。

それは、療育機関について、学校、福祉サービスにおいても医療、教育のような場面でも合理的配慮が義務化されておりますが、障壁を取り除くためには、当事者の人たちから建設的対話を持ちかけないと、合理的配慮の検討が始まらない仕組みになっていることが理由です。

障害当事者、親御さんから合理的配慮を求めるについてサポートが必要なのではないかという意見がありました。

実際に建設的対話、合理的配慮の提案が上手く出来ないが故に合理的配慮、福祉サービスそのものが上手に受けられていないのではないかとの話題もありました。

そういった福祉サービスを運営する側の人材不足がありますが、高い専門性を持った職員が必ずしも配置されているわけではないという話題も上がりしました。

地域療育事業をやっていらっしゃる委員からも埼玉県内に17機関あるけれども、質の確保の問題がある、との指摘もありました。

親御さんたちの交流や、ペアレントトレーニングといった親御さんたちへの支援を積極的にすべきではないか、必要ではないかという意見もありました。

最後に話題に出たのは視覚障害の方たちに関する問題で、県内のどれくらいの駅にホームドアが設置されているのか情報提供をいただきたいという話題が出ました。

今回、初回ということもあり、委員の皆さん普段から気になっていることを発言いただいたというような状況でした。今後、論点を絞り込みながら議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、引き続いて伊豆潮風館・おおぞら号ワーキングチームの報告についても、ご報告をお願いいたします。

(遅塚委員)

伊豆潮風館及びおおぞら号に関するワーキングチームの報告をいたします。

両事業の趣旨・目的が社会参加ということがありBチームリーダーである私が引き続き担当をすることになっていました。

概要は資料2として配布しております。

同ワーキングチームは8月7日に行われました。参加者は、私、万谷委員、植村委員、菊池委員、下重委員、田島委員にご参加をいただきました。

御都合で対面参加出来ず、書面でご意見いただいた委員として松本委員、川津委員、石橋委員、林委員、亀岡委員、関根委員、神月委員がおります。

県からは経緯につきまして説明がありましたが、施策評価有識者会議という県の

機関があつて、予算を有効活用するとの視点から、それぞれの事業について、継続すべきかどうかを議論するというものが、福祉部とは別部局にあります。

まず、伊豆潮風館につきましては、このまま継続すべきかどうかとの審議をする中で、令和10年度に大規模修繕もしくは建て替えといったものがあるため、それに向けて継続可否について考え方を整理したところ、継続は難しいのではないかとの流れになったと。

福祉部としては、伊豆潮風館を廃止すべきとの意見を出したわけではありませんが、コスト面で見直しをすべきだとの有識者からの意見があり、本来は5年ごとの指定管理者選定なのですが、今回については同意見を踏まえ、令和8年度、9年度の2年間で募集中と事務局から説明がありました。

また、おおぞら号につきましては、バス運転手が非常に不足をしているということで、運転手の確保等が困難なために継続するすることが難しいとの流れで廃止となつたと御説明がございました。

詳細については、参考資料7を御確認いただければと思います。

出席委員からは様々な意見が出ました。資料2にまとめてありますので、参照いただければと思います。

おおぞら号については廃止に伴う民間バスの借上料の問題があります。今までおおぞら号はお金を払わずに利用できましたが、民間バスを借りると年間で25万から40万円の負担が生じてしまい、非常に著しい負担増であるとの意見がありました。

そこで、借上料の補助制度を検討すべきであるというご意見がありました。

それからあの伊豆潮風館については、負担増となる宿泊料金に対する措置。出かけたい時に出かけられる社会参加に関する問題、県から民間の宿泊施設に対して、障害のある方であっても気兼ねなく、宿泊ができるように各宿泊施設に対する啓発をすべきとの問題について令和8年度中には障害者団体等の意見を集約して、県に対して意見をする必要があるとの議論がされました。

伊豆潮風館及びおおぞら号につきましては、廃止になった場合には、その代替措置をしていただく必要がありますが、どのように対応していただくかについては、各障害者団体の意見を聞く機会を設けてほしいとの意見がございました。

おおぞら号につきましては、今回、事業廃止決定がされました。障害者権利条約に照らして障害者施策推進協議会、あるいは障害者団体に前もって情報提供意見交換をするべきであったとの御意見がありました。

また、他自治体のリフト付きバスの保有状況などについて情報を教えてほしい、これらの事業が継続困難な場合に、具体的な代替措置の御意見、県にも参考としてほしいとのことで参考事例の御提供もございました。

他にも何とか事業継続が出来ないかとの視点からご意見がございまして、例えば

多少エリアを縮小して経費削減を図ってはどうか、との御意見もございました。

また、伊豆潮風館・おおぞら号については知的障害、身体障害だけでなく、精神障害のある方についても、障害を理由に大型バスの利用が断られることが多いので、ぜひ継続をしてほしいというような意見がございました。

また、代替措置につきまして、宿泊料金を補助するクーポン事業が措置されたとしても、実際にバリアフリーの宿泊施設が少ないため使えないというようなお話もありました。

障害のある方の中でも、特に知的障害のあるお子さん及びその御家族が一緒に泊まる場合には、おおぞら号および伊豆潮風館は気兼ねなく旅行できるツールとして非常に重要であるというお話もありました。

また、おおぞら号については、ドライバー確保が出来ないことが廃止の理由であれば、例えば日当を負担するなどしてドライバーを確保し、何とか存続できないかというお話もありました。

また、武蔵野銀行からの寄贈によりおおぞら号をいただいていること、行員の皆様の寄付によりラッピングがされていること等から、廃車はもったいないので車両として再利用ができないかとのお話もありました。

また、視覚障害の方については、外出にあたってご本人にプラスしてガイドヘルパーの方も必要になりますので、おおぞら及び伊豆潮風館が廃止されてしまうと、費用負担が倍増してしまうとの御意見もありました。

さらに、盲導犬ユーザーの場合には、受け入れてくれない宿泊施設も多く、お金だけ補助されたとしてもメリットが少ないとのお話もありました。

最後に、伊豆潮風館、おおぞら号だけじゃなくて、障害者交流センターについても何の話もなく廃止の検討が進められては困る、何かあれば前もって団体等にお話をいただきたいというお話もありました。

ワーキングチームの報告については以上でございます。

(岩崎会長)

事務局から御説明があればお願いします。

(事務局)

伊豆潮風館・おおぞら号に関して御意見をいただき、ありがとうございます。

事務局から今後の進め方について御提案をさせていただければと思います。

伊豆潮風館・おおぞら号ワーキングチームにつきましては、当日いただきました議論、書面でいただいている御意見につきまして、取りまとめのうえ、本協議会から県に対して提言として御提出いただきたいと思っております。

つきましては遅塚委員から御報告いただきました内容について、例えば、追加で

御意見があるようであれば、本日であったり、また後程意見を頂戴しまして、そちらを踏まえましてえ、事務局で提言案を取りまとめをさせていただきたいと考えております。

提言案につきましては本協議会終了後、早めに取りまとめをさせていただきまして、11月中には書面で決議をいただきたいと考えております。

(石橋委員)

今お話のあったスケジュールの話ですが、11月に提言を出した後のスケジュールについて、提出した意見はどこでどのように話し合われて、どのように進んでいくのかお伺いしたいと思います。

(事務局)

既に議論をいただいたり、書面でもいただいている御意見等を取りまとめたものを、皆様に提供いたしますので、さらに意見があればいただいて提言として書面決議していただくことを考えております。

12月の初旬には委員長のお名前で県に対し提言として御提出いただきます。

こちらの提言につきましては、障害者施策推進協議会で普段計画を策定するときも、委員長名で皆様の意見を県に出していただくという形になっておりますので、それと同様にいただきたいと考えております。

(石橋委員)

予算が足りないので事業を無くそうとの考えだと思いますが、こちら側としてはいつまでに進めなきやいけない、例えば2年目までに話が決まってなからしたら、もう強制的に予算を切るよ、という話はあるのですか。

伊豆潮風館・おおぞら号についてです。

(事務局)

おおぞら号につきましては、本年で運行終了が決まっております。伊豆潮風館につきましては令和8年度中に最終的な方向を決定させていただきたいと思っておりますので、その前に、まずはご提言を今回いただいた上で、さらに、ご意見があるようであれば、後日ワーキングの際などに追加でいただくですか、伊豆潮風館については、令和8年度前半には、障害者施策推進協議会という形式ではなく、各団体から御意見いただきたいと考えています。

資料2にも記載がある通り、伊豆潮風館およびおおぞら号の代替措置については、各障害者団体の意見を聞く機会を設けるべきであると御意見いただいている

詳しいスケジュールにつきましては、改めてこちらの場でご報告させていただきたいと思っております。

(岩崎会長)

私からの確認ですが、書面決議はメールで提案が送られてくるという段取りですか。

(事務局)

メールでお送りさせていただくことを考えております。

11月中に改めてABCワーキングがございますので、それ以前に御意見いただきまして、それを含めてワーキングチームの場で最終的にこちらからご報告させていただくということも考えられるかなと思います。

基本的にはメールで事前にお送りさせていただいて、それについて御意見をメールでお返しいただくということを考えています。

(岩崎会長)

ありがとうございます。協議会規則によると半数以上が賛成すれば提言として確定することですね。

もし反対する方が過半数になってしまったときは、これは一体どうなるのでしょうか。

(事務局)

その場合は、反対意見を取り入れさせていただいたものを、また改めて修正案という形で皆様にお諮りさせていただくこととなります。

(岩崎会長)

以前も本協議会委員をさせていただいていましたが、あまり書面決議といったことが無かったので。どのようになるのかイメージが湧いていない方も多いと思います。

(事務局)

この件につきましては、改めて、スケジュール等も含めて、メールでお送りさせていただきたいと思います。確かにこれまでですね、障害者施策推進協議会につきましては、あくまでも計画を策定するために御提言をいたしました。

それ以外の形で提言をいただいたことはございませんので、事務局としても取扱を検討したところではあります。しかし、やはり予算の関係もございますの

で、年内に皆様からの御意見を可能な限り反映させるためには、提言の形で県にご提出いただいた方が良いと考えております。

スケジュールにつきましては改めて事務局から各委員の皆様にお示しさせていただき、また提言案についてもお示し出来ればと考えております。

(遅塚委員)

大雑把に確認をすると、施策推進協議会として意見を出すのは伊豆潮風館に関しての部分とおおぞら号に関する部分と、それぞれに対して、例えば存続してほしいとか、このようなことをすれば存続できるのではないか、といった御提案をいただく部分と、辞めざるを得ない部分については、代わりにこういうことをしてほしいといった意見を考えることであります。

2つのテーマに対し、存続してほしいという意見と、辞めるのであれば代替措置を、という2つの意見だから、大きく分けて4つの意見が出てくると思います。

また障害者支援計画に掲載されているにも関わらず、計画期間中に事業廃止になることについては、本協議会としては当然遺憾であるとの意見を出さざるを得ないテーマであろうと思いますが、辞めることについても色々と意見があると思います。

県としては結論が変わる確率はとても低いと思いますが、協議会としては言わざるを得ないという部分があって、代替措置については、おおぞら号は今年度末に廃止であることから、来年度新規予算には今から入れ込むのは無理であると正直思いますが。

ただ、本協議会としては色々な意味での代替措置について必要だと意見を正式に出すことで、それなりに県の後押というか、影響を及ぼすことが出来ると理解してよろしいのですよね。

伊豆潮風館については、とりあえずあと2年間、期限があるので、来年度中に存続も含めて、あるいはほかの手法についても、時間をかけてしっかり検討するので、意見を出せば反映される可能性があると。

(事務局)

そのような形式で取りまとめもさせていただこうかと思います。

障害者団体に丁寧に意見を聞くべきということが意見として出てくるかと思いますが、仰るようにまとめます。

また、新規予算につきましては、既に動いている部分もありますが、附属機関である障害者施策推進協議会から提言という形でいただいたものにつきましては、ある程度影響があるものとして県は捉えております。

提言の全てを受け止めて対応できるわけではないと思いますが、附属機関からの

意見として重く受け止めさせていただくことが可能であります。

そのため、御提言という形式で意見を御提出いただきたいと思います。

今後の事業の展開につきましても、意見として受け止めさせていただくことが可能かと思いますので提言案としてまとめたいと思います。

(下重委員)

ふじみ野市のグループホームで伊豆潮風館に行きましたが、バスで行くということで、おおぞら号でなく、さわやか号で行くということになっています。

おおぞら号だけ廃止なのか、さわやか号も廃止なのか聞きたいです。

(事務局)

さわやか号は、伊豆潮風館に伴うものですので、こちらは廃止になる予定は今のところはありません。伊豆潮風館自体が仮に廃止ということになれば、当然合わせて廃止にはなります。

(関根委員)

おおぞら号と伊豆潮風館は、本協議会において本質を突いた重要な問題であると考えています。

具体的には、このようなことを決定するプロセスが本当に福祉行政として妥当性があるのかどうかというような点から考えると、突然、説明不十分に決定された、といったことがあります。

県に対し、提言はもちろんさせていただく。これについては、事業の貢献度から考えても、皆さんが望んでいることだと思います。

その提言と並んで、決定プロセスについて、福祉行政のあり方をどうすべきか、という点に焦点を当てないと、同様の事態が生じた際に、単発で陳情のような提言ということになると、根本的なところで対策が出来ないのではないかと思います。

事務局から提言という形で意見を述べるとの提案がありましたが、希望としてはもう一步踏み込んで、行政側からの積極的な声として聞きたいなと思います。

それをやらないと個別の陳情ばかりになりますので、その際に不公平感が出ることもあると思います。

それから違った観点からですが、新聞等で出ていますように、県予算は終始、瞬間に赤字だったりすることがありますので、その内で決定プロセス及び福祉行政の在り方まで突っ込めると良いと思います。

来年度含めて皆さんで協議できるような場の調整をお願いできればと思います。

(事務局)

事務局から拙速に答えられることではないので、ご意見として承らさせていただきたいと思います。

(岩崎会長)

どうしても協議会側としては、現行計画に掲載されている事業が、一方的に廃止を伝えられたという受止めになってしまって、またこういうことが繰り返されないようにしていただきたいと思います。

他には御意見はいかがですか。

もう全体でお目にかかるお話を機会が無いと思います。11月中には何らかの提言をまとめて提出するという状況もあります。

我々がこの場でしっかりと話し合っておかないと、提言案が出てきた時にノーとおっしゃった場合、事務局は再度提案をしてくださることですが、そのやり取りをしているうちにあつという間に時間が過ぎていってしまって、お伝えすべきタイミングが遅くなってしまうと思います。

いずれにせよ、協議会として提言を出すことに関しては、皆さん御理解はいただけているということでよいでしょうか。

問題はその中身ですね、それぞれのお立場、あるいは団体を代表して出てこられているので、自分だけの一存では意見できないこともあるかと思います。

そのため、事務局が皆さんの意見を吸い上げた形で、案内してくださるわけですけれども、それをまた団体内部でも検討いただいたりとか、書面上で御意見をいただくですとか可否について意見を出すようになってくると思いますが、もしこの場で他に何かご確認しておきたいことや、これだけは発言したことがあればお話をいたいたいた方がいいと思います。いかがでしょうか。

(亀岡委員)

伊豆潮風館・おおぞら号の代替措置については、各障害者団体の意見を聞く場を設けるとのことですですが、提言を出した後に障害者団体に意見を聞くのですか。

(事務局)

あくまでも提言は施策推進協議会としての提言ということで、付属機関としての提言ということで県にいただくものと考えています。

それとは別に、障害者団体の方たちにも利用者団体としてのご意見が個別にあると思いますので、そちらについては改めて、意見を聞くことを考えています。

(岩崎会長)

少しややこしいですよね。各団体を代表して皆様が出席されていますが、本協議

会としては県に対する提言を行い、その後の議論は、県から各団体に声がかかるつて、そこで御意見を聴取する機会を設けてくれるということですか。

(事務局)

そのようにさせていただきたいと思っております。

こちらの協議会に参加されていない団体も数多くあります。全ての団体からお話を聞くことは出来ないと思いますが、委員の皆様が所属されている団体の参加にも団体がありますので、そういった方々からも御意見が聞けるような機会を設けさせていただきたいと思っております。

(林委員)

質問があります。

県では、他都道府県の状況・資料も勘案して、おおぞら号等の廃止を検討、決定したかと思います。

他都道府県のデータを取りまとめたものがあるようでしたら、団体内で検討する際の参考資料となると思いますので、いただければと思います。

福祉行政に対する姿勢として、自県のみの状況で検討するのはどうなのかと思い、そのような資料があると有難いと思っています。

(事務局)

今の御意見は、例えば社会参加等、障害当事者の方々の社会参加に資する同様の取組について、まとめてあるものがあれば提供してほしい、ということですかね。

障害者政策を網羅しているものとなると、各自治体の障害者計画になるかと思います。

資料があるか、あれば資料の提供可否について、検討させていただきます。

(川津委員)

バスについては廃止が決まったと報告がありました。

委員の皆さんには、バス廃止ではなく、復活してほしいというような思いがあり、県としてはもう廃止が決まっているという点に、ズレがあると思っていて、この事業の代替措置に関する案があるのかどうかお伺いしたいのが 1 点。

案があるのであれば、すぐに決めずに前もって同案を協議会に出していただきたいと思っています。合わせて、今の状況について報告をしていただきたいと思います。

(岩崎会長)

代替案を提言の中に盛り込む中で、これまでの話合いで、事務局としての代替措置原案があるのであれば、是非教えていただけますでしょうか。

(事務局)

今現在代替案についてお答えできることはできません。

予算に関わることですので、どのようなものを考えている、考えていないといったことは報告出来る段階にはありません。

おおぞら号について、廃止してほしくないという提言があれば、それはいただいた上で、廃止なのであれば代替措置を考えてほしいという提言もいただくことになると思います。

(岩崎会長)

おおぞら号について、県としては予算上も含めて廃止となっておりますが、協議会としては廃止しないではほしいということをまず書くという点については、共通認識で委員の皆様よろしかったですかね。

提言案の中にはそれを書いていただいた上で、決定プロセスに関して不適切だったのではないか、という意見もありました。協議会としては不本意であり納得できないという点についても記載いただきたいと思います。

おおぞら号が廃止と決まっているのであれば、代替案が論点になりますが、提言中にどこまで具体的に書けるのか。8月中に1回、遅塚委員をリーダーにワーキングチームを実施していただいただけなので、皆様が合意する代替案について書ききれないのではないかと危惧しています。

(下重委員)

先日新聞に県庁舎建替等のニュースが載っていて、将来的な莫大な金額が支出されることを見越して、今から福祉予算を削っているのではないでしょうか。

(事務局)

伊豆潮風館につきましては、県有施設ということで、こちらについてはあの県全体のファシリティマネジメントの観点から検討がされています。

例えば、図書館や青少年の家等も俎上に上がっています。県有施設は、古いものが増えてきているので、どの部分に重点的に維持管理費をかけるべきか県全体で議論がされています。

御質問については事務局として答えられない部分もありますが、一応、平等に県全体で検討されていると捉えています。

(松本委員)

この施策評価有識者会議は、とても大事な役割を担っていると思っております。県全体の事業、施策に対して見直しを行っているということが分かりました。

これについて、規定はあるのでしょうか。

例えば、この事業は計画期間中であるため削除してはいけない、といった規定に沿って判断しているのか、それとも会議の中で廃止、継続を判断・検討しているのでしょうか。

(事務局)

施策評価有識者会議という名前の会議が2つあり、予算に対して行うものと建物に対して行うものがあります。

このうち、建物に関しては何年経過した場合に、必ず評価対象になるという基準があります。

予算に対するものにつきましては県の全事業について必ず毎年見直しを行っていまして、その中で特に施策評価有識者会議に図るものが選出され、会議の中で議論されるということになります。

ただ、あくまでも施策評価有識者会議は施策の方向性を決めるもので、こうした方がいいのではないか、といった意見をいただいて検討のきっかけとするような会議体になっているので、政策評価有識者会議で事業の方向性が必ず決まるということではありません

あくまでもこの方向性が良いのではないかと案を出されて、同案を部局において検討のきっかけにするという段取りになっています。

(松本委員)

大変よくわかりました。その流れを考慮すると、やはり障害者施策推進協議会から提言を出すことは、非常に大事なことになりますね。

(遅塚委員)

これから、ワーキングチームABCが11月に順次行われますし、おおぞら号と伊豆潮風館について提言を出すことは皆さんも含めて当然了解だと思います。

おおぞら号については、廃止決定プロセスについてであったり、何とかして辞めないでほしいというご意見も当然出ると思います。

ただ、代替案に関しては、色々な細かい話があり得ると思うのですが、意見として十分に出し切れていないのではないかという面があつて、何らかの方法で、細かくある程度委員の意見をまんべんなく聞いた上で、事務局がたたき台をお作りになった方がいいのではないかと思っています。

何かのタイミングでそのような機会を作れないでしょうか。

(事務局)

例えば、これまでの議論、書面でいただいている代替案等意見を事務局がまとめるので、御確認いただきて、追加で意見があれば加えていただくようにしたいと思います。これを先にやらせていただきたいと思います。

その上で提言案を作らせていただきたいと思います。

代替案は各団体によってお考えが違うと思うので、事務局において例として、これまでいただいている代替案を全て書き出しをさせていただこうと思っています。

意見が出尽くしているか判断できないとの遅塚委員のご意見がありましたので、その段取りで進めていければと思っておりますがいかがでしょうか。

ワーキングチームの最初の回が11月14日であり、これまで2週間程度あるので、その間に今の段取りを取らせていただきたいと思います。

(遅塚委員)

私は了解です。

今日せっかく対面でお集まりいただいているので、出来る限り御意見を拾っていただけだと思います。

(岩崎会長)

問題はAチームが11月27日に開催されるということですね。

対面でワーキングにおいて意見いただくとなった場合、間に合いますか。

難しい日程になってしましますか。

(事務局)

本来、ABCワーキングチームにおいて、伊豆潮風館・おおぞら号に関する御意見をいただくことは考えておりませんでしたので。

本日、計画期間中2年度目の第2回施策推進協議会として本来議論していただくべきことを、進めなければいけないと思っております。今後の方向性を決めていく点において大事な時期ではあると思っておりますので。

事務局としては、そちらに注力をさせていただきたいと考えております。

対面で話し合うには難しいスケジュールだと思っていますが、提言という形では御意見を御提出いただきたい思いはあります。

どうしてもということであれば、最後のワーキングAチーム開催日である11月27日を待ったうえで、すぐに取りまとめができるように都度更新した資料を皆様にメールを差し上げること等が考えられます。

(岩崎会長)

ありがとうございます。やはり丁寧な合意形成をしないといけないと思うのは、団体の皆さんのがノーと言ってしまうと提言案がまとまらないことになってしまうので、そのようにならないようにしていただきたいと思います。

それぞれのワーキングの中で、事務局から提言案を案内してもらって、本来的な議論もきちんとやらなければいけないので、ある程度時間を区切って議論していくだけで、それをまたメールで流してもらって、最後のAチームで了解が取れれば、大体集約された提言になると思います。

また、本日の議論を踏まえて御相談したいこと、御意見があれば期限を区切って事務局にメールしていただくということは可能でしょうか。

(事務局)

事前に資料をお送りしておりますが、参考資料7が伊豆潮風館・おおぞら号ワーキングチームの詳細、資料2がとりまとめとなります。

資料を読み込んでいただいた方が考えやすいと思いますので、御確認ください。

スケジュールについては事務局でまとめて、いつまでに御意見いただきたいとメールさせていただきたいと思います。

(岩崎会長)

この件に関しては一旦議論を終了させていただいて、各チームの報告に関して御質問、御意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

なければ次第4について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

3点あります。

まず1点目、伊豆潮風館、おおぞら号に関する提言に関しましては、改めてこの協議会が終わった後に、事務局にて検討のうえ詳細をメールさせていただきます。

2点目です。資料3を御確認ください。

計画策定スケジュール案について御説明いたします。

伊豆潮風館・おおぞら号についても大きな議題になっているかと思いますが、施策推進協議会、ワーキングチームについては、計画策定に向けた議論も非常に重要なため、県としては注力させていただきたいと思っています。

そのため、改めて皆様にスケジュール感を共有したく説明いたします。

皆様には、今年度中に、提言の素となる重点課題をある程度とりまとめていただ

きます。

ある程度まとめた重点課題を来年度第1回施策推進協議会にて総括していただきたいと思っております。

総括された重点課題については、事務局において、計画の中にどのように落とし込んでいくか、府内で意見調整させていただきます。

そのうえで、第1回ワーキングにおいて調整した内容について御意見いただきたいと思っています。

その後には障害者団体の皆様にヒアリングを実施し、9月には第2回障害者施策推進協議会でさらに御意見をいただき、改めてどのように御意見を計画に落とし込むか2回目の府内調整をしたいと考えております。

これを踏まえ、計画案を作成し第2回ワーキングチーム、11月下旬第3回障害者政策推進協議会においてご審議いただきます。

この時点で御審議いただく計画案の中に、皆様からいただいた重点課題は提言案として盛り込むこととなります。

その後、施策推進協議会の御意見を踏まえ、県民コメントを受け、またそれを反映、2月下旬の第4回施策推進協議会で最終審議をいただくこととなります。

最後3月には議会への報告、知事決裁を得ます。

本資料は、今申し上げたスケジュールを図示したものです。

今後は、このスケジュールを念頭にお力添えいただければと思います。

3点目です。

これまで、第1回協議会、ワーキングチームの中で、委員の皆様から、御質問、御指示をいただきました。

これらの回答につきましては、数が多いことから、後ほどメールで共有させていただきたいと思います。

中にはまとまり切っていない回答もありますが、そういったものは状況報告、回答が準備できたものは回答をメールさせていただきたいと思います。

11月14日から始まりますワーキングチームの前には情報共有させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(岩崎会長)

ありがとうございました。それでは、今のご説明に関して何かござりますか。

(遅塚委員)

これまで何度も意見を申し上げてきましたが、県の計画として、各課が実施している事業を施策に落とし込み、一覧的なものをまとめることで計画の完成というこ

とになります。仕方のない面もありますが、出来るだけ委員の皆様から出た御意見の中から、理念的なものを取り上げて、埼玉県としては障害者福祉施策のこういった分野についてはこのような方向に進みたい、というようなメッセージ性が出来るよう心がけていければと思っております。

そのような気持ちで委員の皆様の意見を聞いていただきたいというお願いでございます。

事業自体は予算等がありますので、急に出来るものではありませんが、県計画として、是非、読んでいる人に県が考える方向性が伝わるような計画にしていただくことが大切と思っておりませんので、よろしくお願ひいたします。

(川津委員)

第8期障害者支援計画の内容、重点課題については分かりました。

国においては、障害者に係る法律が変わっている状況があります。

委員として、その情報共有もお願いしたいと思います。国の状況に合わせて県計画の内容も決めていかなければいけないと思いますので。

今年度は、手話施策推進法が6月に成立しました。皆様まだご存知ではない点があるかと思いますので、改めて委員の皆様に情報を共有いただきたいと思っております。

他の法律も改正されているものがあれば、それについても合わせて参考資料として事務局から委員に配布していただければと思います。よろしくお願ひします。

(事務局)

現段階で判明しているものについては、国の状況も踏まえて、順次情報提供させていただければと思います。

手話施策推進法は、国において示されている図表等もございますので、提供させていただければと思います。

これにて本日の会議は終了いたします。お疲れ様でございました。

令和7年10月27日

議長 岩崎 香

議事録署名委員

川津 雅弘

議事録署名委員

白石 放彌